

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

### 1 加算の取得状況

#### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

### 2 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

#### （1）資質の向上

ア 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

イ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

#### （2）労働環境・処遇の改善

ア ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

イ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

ウ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

#### （3）その他

ア 非正規職員から正規職員への転換

イ 職員の増員による業務負担の軽減